

## 薬剤師養成のあり方

薬剤師養成のあり方、ひいては薬学教育のあり方については、1980年代から、厚生省、文部省、日本薬剤師会、大学関係者などが延々と平行線の議論を行ってきた。対立点は薬学教育年限問題に象徴され、4年か、修士課程を充実した4年プラス2年か、それとも6年一貫か、薬学教育は薬剤師教育に専念すべきか、それとも、薬学研究者教育も行うべきか—などが議論されてきた。

### ■ 厚生省と文部省が薬剤師養成で提言を

1994年には、厚生省の「薬剤師養成問題検討委員会」が文部省のオブザーバー参加のもとで、「医療人たる薬剤師の資質向上に向けて」と題する報告書をまとめた。ここでは、薬剤師の養成には、医療関連科目の充実や6か月以上の医療実務研修が必要であり、そのため現行の枠には収まりきれず、2年程度の年限延長が必要であり、薬剤師国家試験の受験資格は6年間の一貫教育を修了した者に与えることが望ましいと報告された。

そして、6年制へ移行することについては、薬学教育の現状からみると極めて困難なため、当面の措置として、大学院修士課程を活用すること、すなわち、4年プラス修士2年が考えられると意見をまとめ、大学新入生に対する新しい受験資格は遅くとも今世紀(20世紀)中には適用されるべきと提言していた。

これに対して1995年、文部省の「薬学教育の改善に関する調査研究会」は、全ての学生に薬剤師機能の全領域をカバーした高度な専門教育を行おうとするならば、結果的にいずれの職域における薬剤師の養成も中途半端になることが懸念されるとして、大学院においては専門別の高度な教育をすべきと報告していた。

そして、大学院の修士課程は「非臨床系薬学」と「臨床系薬学」に大別して専門教育を行うべきとしていた。更に、薬剤師免許については、修士課程で臨床現場での専門能力を身に付けた者については、その資質の専門性を保証するための資格として、「臨床薬剤師」(仮称)としての資格を与えることを提言していた。

### ■ 懇談会で実務実習を含めた薬学教育改善案を議論

このように、厚生省と文部省の主張の方向性は一致しているものの、それを実現するための方法論は相当に異なっていた。すなわち、厚生省は、将来は6年の一貫教育で薬剤師国家試験の受験資格を与えるが、当面の措置として、4年プラス2年の修士課程で受験資格を与えようとするのに対して、文部省は、薬剤師国家試験の受験資格はあくまでも4年の現行どおりで、修士2年間で医療薬学の専門教育を受けた者にはプラスの資格として臨床薬剤師の資格又は認定を与えようとするものである。

これを受けて薬学教育のあり方などを検討していた厚生労働省、文部科学省、日本薬剤師会・日本病院薬剤師会、薬科大学(薬学部)の4者による「薬剤師養成問題懇談会」は、2002年には今後検討すべき課題をまとめた。懇談会がまとめた論点整理メモは、このような平行線をたどってきた議論に何らかの接点を模索しようとするものであった。

懇談会がまとめた主な論点のうち、「大学における薬学教育の改善」については、①医療の高度化や多様な医療ニーズに応えることができるよう、一定期間の実務実習を行うなど、学部教育の全体の改革を早急に進めることが必要、②薬学教育のカリキュラムにおいては、良き医療人と

としての必要な素養として、使命感や倫理観などを養うプログラムを提供すべき、③薬学教育は薬剤師の養成とともに、創薬研究者の養成も役割として担っており、両者の教育において必要な実習を含む教育カリキュラムのあり方について検討が必要、④現行の薬学教育カリキュラムの内容や質から見て、教育年限が不十分と見られる場合は、学部教育の年限や大学院のあり方についての見直しも必要、⑤医薬品のグローバル化が進む中で、現在の薬学教育も国際的な水準を踏まえた教育が必要、⑥6年間の薬学教育を修了したものの対しては、Pharm.D.と称することを認める米国の仕組みも参考にして、薬剤師の資質を高め、職務に対する責任を持たせる環境作りが必要、⑦高度な医療や先端科学技術を駆使した創薬に対応できるよう、大学における薬学教育に長期間の実務実習を含まない創薬研究コースを設けたり、大学院博士課程の充実を図るなど、薬学研究者の育成も図るべきーなどとしていた。

その後、関係省庁や関係者間での調整の結果として、20年以上に渡って議論されてきた薬剤師養成問題は薬学教育6年制導入で決着がつき、2006年から新入生の受け入れが開始された。しかしながら、過去の議論が教育年限問題に矮小化されてしまっていたため、延長された2年間で何を教育すべきなのか、どの程度の到達レベルの薬剤師を養成すべきなのか、免許取得後の薬剤師に従来の4年制薬剤師と違う業務を期待するのか、など多くの課題が十分に議論されずに6年制はスタートした。

## ■ 6年制実現後に明らかになった問題点

6年制の目玉でもある医療研修についても、最低限、どの程度の内容の医療の現場での実習を義務付けるのか、調剤薬局での実習でも良しとするのか、実際の病棟での実務実習はどのような内容を最低限必要とするのかなど、関係者の間でも同床異夢的に食い違っていた。

また、6年間教育した薬剤師に期待される業務は、医療のどの部分なのか、単に従来の薬剤師が担当していた業務の継続なのか、それとも欧米のように調剤助手のような補助的なシステムを導入して、6年制の薬剤師はより高度な

専門家としての業務に専念させるのかも明確ではなかった。更に、薬学教育6年制は実現したが、規制緩和に伴い、ビジネスチャンス到来と見た経営者による薬科大学や薬学部の「雨後の筍」ともいえる急増振りは、当初、薬学教育関係者が描いていた理想像と、大学経営者の現実とが実は完全に食い違っていたことを見せつけた。

その後、6年制2回目となる2014年春の薬剤師国家試験の合格率は衝撃的なものであった。そもそも薬剤師国家試験対策を教育に組み込んでいない一部の国立大学は別として、薬剤師免許を取得することを唯一の目標として、入学後は一貫して受験対策に専念し、合格ラインに達しないと思われる出来の悪い学生は各段階で整理し、その上で卒業させたにもかかわらず、合格率が非常に低い大学があり、他の大学も軒並み合格率を下げた。

## ■ 医療の専門職としての教育を

更に、現在は売り手市場である薬剤師の需給についても、地方はなお薬剤師不足状態が続いているが、都会ではほぼ充足してきているといわれている。医薬分業は既に60%を超えて頭打ち状態に近づき、分業見直しの動きも強まっており、調剤薬局での需要はそれほどは見込めないであろう。

加えて、医療機関における薬剤師数についても、医療法施行規則が大幅に緩んで薬剤師の職場が急増するとは考えられない。今後増加する可能性がある治験については、薬剤師よりは看護師への需要が高まるであろう。薬剤師には定年はなく、今後、一気に薬剤師の需給は緩んで、薬剤師がだぶつく可能性が高い。

6年制教育を受けた薬剤師の将来はまさに、その教育内容にかかっている。6年間でいかに医療の中の専門職としての薬剤師教育がなされるのか極めて重要であり、手抜き教育は薬剤師の命取りになるところか、薬剤師になる前に厚生労働省による国家試験という関門で厳しく振るい落とされることを薬学教育関係者は肝に銘じるべきであろう。

(土井 脩：医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス財団理事長)